

前申上候平木ハ漸ク去ル九日午後無事帰宅候当「パラウ」
第二坑ニ於テ「クリイニング」ヲ初メ候間約十名内外ノ日
本人ヲ二日間交替ニシテ交ル交ル就働致サセ居リ候余リ長
クハ続カサルコトト相考ヘ候
「パロテラン」駅「ムスキス」町間鉄道ハ不相變焼打ノ儘
ニテ未ダ修復ニ着手仕ラズ候
右ノ次第二ニテ炭会社本事業ノ再開モ何時頃ナル哉只今ノ処
一向不明困ツタ事ニ候
在留日本人モ今年一杯ニテ来春早々ヨリ事業再開予想候処
若シ再開セサレバ頗ル困難ノ状態ニ陥入ル可ク心配候右報
告候以上

墨国パヲ出張所 森醇一

事項九 「ペル」 移民雑纂

- # 一 森岡移民合名会社扱関係

在リマ森領事ヨリ
加藤外務大臣宛

森岡移民合名会社取扱「ペル」国行第二十

二回移民到着ノ件

公第一二號

大正二年一月三十日

(三月十九日接授)

在里馬

領事 森 安 三 郎 (印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

移民取扱人森岡移民合名会社第二十二回移民男女二百二十

二名外ニ携帶兒十一名本月二十五日「カヤオ」港着香港丸

ニテ到着別表ノ通り「カニエテ」耕地並ニ「パラモンガ」

耕地ニ輸送セラレ候条右及報告候 敬具

九「ペルー」移民雑纂(一) 一一一

[illegible]

別紙

森岡移民合名会社取扱第二十二回移民配置表

大正二年一月廿五日「カヤ才」港着

外二携帶児十一名

此内「リマ」市ニ於テ解約シタルモノ五名

一二二 二月三日 森岡移民合名会社ヨリ
加藤外務大臣宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行契約移民ニ
関スル書面契約案承認願提出ノ件

今般南米秘露国「カニエテ」耕地所有者英国製糖会社トノ
間ニ契約移民男参百名及夫婦百組供給ノ契約ヲ締結仕候ニ
付テハ弊社ト移民間ニ締結スベキ書面契約別紙案文ノ通り
使用仕度候間右御承認被成下度関係書類相添へ此段奉願上
候也

大正二年二月三日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表者 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 加藤高明殿

註 右二月十二日附進第二二〇号ノ二ヲ以テ川上警視

總監ヲ経テ其ノ儘進達セラレタルモノナリ尚別紙関
係書類ハ省略セリ

一二三 二月十五日 坂田通商局長ヨリ
川上警視總監宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行契約移民書

面契約案承認通知ノ件

送第七三七号

本月十二日付進第二二〇号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下
移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国「カニ
エテ」耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別
紙ノ通り詮議相成候処該指令書ニ於テ移民供給期限ヲ本年
六月三十日並ニ八月三十一日迄ト定メタルハ耕主ニ於テ同
地夏季ノ終ル頃移民ヲ収容スルヲ以テ彼等ノ健康ヲ保ツ上
ニ最モ適當ト信シ居リ其期節ニ於テ移民ノ供給ヲ望ミ予メ
契約ヲ取結ヒタル次第ナル旨在里馬帝国領事ヨリ申報有之
候ニ付指令書申請者ニ御交付ノ際其旨御示達相成度此段申
進候也

(別紙)

第五号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表者 保田 亀太郎

大正二年二月三日附秘露国「カニエテ」耕地行契約移民取

一二五 二月二十六日 安楽警視總監ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡扱ノ「ペルー」国「カニエテ」耕地行移

民募集予定報告ノ件

第五三号ノ二 (二月二十七日接受)

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ南米秘露国「カニエテ」
耕地行農業契約移民ノ内今般別紙之通募集ノ旨届出候条此
段及報告候也

大正二年二月二十六日

警視總監 安楽兼道(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

(別紙)

秘露国「カニエテ」耕地行契約移民募集御届

当会社取扱秘露国「カニエテ」耕地契約移民男参百名夫婦
百組ノ内左記移民募集地方別予定表ノ通り募集仕リ候間此
段御届申上候也

大正二年二月廿二日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

扱ニ関スル移民対其会社書面契約案承認願出之件ハ該移民
供給期限並ニ員数ニ関シ本年六月三十日迄ニ男老百名同八
月三十一日迄ニ男貳百名及夫婦老百組合計五百名取扱フノ
件差支ナキコトヲ承認ス

大正二年二月十五日

外務大臣男爵 加藤高明(印)

一二四 二月二十日 牧野外務大臣ヨリ
在リマ森領事宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行移民書面契

約案承認ノ件

送第一二号

客年十二月十二日付公第一五四号ヲ以テ森岡移民合名会社
ト英国製糖会社トノ間ニ移民供給契約ヲ締結シタルニ対シ
証認ヲ与ヘラレタル旨申報相成候処今般同移民取扱人ヨリ
右移民ニ係ル別紙契約案承認ノ義願出候ニ付該移民供給期
限並ニ員数ニ関シ責官ヨリ申越サレタル条件ノ下ニ其取扱
方本月十五日付ヲ以テ承認ヲ与ヘ置候条此段申進候也

註1 外交文書第四十五卷第一冊三八文書

2 別紙契約案省略

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 安樂兼道殿

左記

移民募集地方別予定表

募集地名	人	員
熊本県	男 ナシ	夫婦 二十五組
福岡県	〃 参拾人	〃 三十組
鹿児島県	〃 百人	〃 ナシ
福井県	男 十人	夫婦 ナシ
山梨県	〃 十人	〃 ナシ
計	〃 百五十人	〃 五十五組

註 募集地、人員ハ實際ニ渡航迄ノ間ニ変更アリ

一二六 二月二十七日 安樂警視總監ヨリ
坂田通商局長宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行契約移民ニ
配布スベキ印刷物認可願ノ件

附屬書 二月十九日附森岡移民会社ヨリ警視總監宛認可
願書

第四六号ノ二

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ南米秘露国「カニエテ」
耕地行農業契約移民募集ニ関シ移民ニ配布スヘキ印刷物今
般別紙ノ通認可方願出候処右ハ支障ナキモノト被認候得共
一応御意見承知致度此段及照会候也

大正二年二月二十七日

警視總監 安樂兼道(印)

外務省通商局長 坂田重次郎殿

(附屬書)

印刷物御認可願

今般南米秘露国「カニエテ」耕地行契約移民募集ノ目的ヲ
以テ別紙ノ通り印刷物配布致度候間御認可被成下度此段奉
願上候也

大正二年二月十九日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

警視總監 川上親晴殿

(別紙)

秘露国移民の案内

位置 南米の西海岸に横はりて太平洋に面し南緯三度廿一

分より十九度十分西経六十八度より八十一度廿分四十五
秒の間に位し広袤六十七万九千六百万方哩あり

風土 熱帶的氣候にて概して暑熱高きも海岸地方は寒暑の
差甚しからず夏季は平均八十七度冬季は五十四度位な
り、契約耕地は一年中降雨は甚だ稀にして雪を見る事な
し、悪疫又は風土病等は少なきも氣候風土の異なるが為
め我移民中間々間歇熱又は脚氣に罹る者あれども少しく
撰生に注意するときは難症に陥ること少なし

航路 東洋汽船会社の南米航路により墨国經由秘露国「カ
リヤオ」に至り同港より沿岸諸港に航行し目的耕地に上
陸す本邦より秘露迄約四十日間にて達すべし

応募資格

一男子は年齢二十歳以上四十五以下にして身体壮健に徴

兵令に抵触せざる者竝男移民に同行の妻

一純粹の農業労働者たること

一刑罰に触れたることなき者

一伝染病其他労働に差支ある疾病なき者

一貳百円以上の財産を有する者若しくは地租貳百円以上

を納むる者二人以上の保証人を要する事

労働の種類 労働は農場に於ける仕事と製造場に於ける仕
事の二つに分つ

農場に於ては主として甘蔗の栽培、刈取にして製造場に
於ては主として器械力を応用し其仕事は精糖に関する雑
役等なり

契約期限 実地就業の日より満一ヶ年とす但し希望により
継続することを得

賃銀 給料は秘露国の習慣を基とし日給又は分量労働(タ
レヤ)の方法によるものとす

日給による労働は農場にありては十時間工場にありては
十二時間とし其賃銀一日百二十「ミレシモ」(約我一円二
十銭)を下らざるものとす

分量労働とは時間を以てせず仕事の出来高に応じ賃銀を
支払ふものにして通常秘露国土人の為す一日の分量を標
準として之に対し一元二十銭以上を支払ふ事となり居れ
り

生活 衣服、什器、家具類は総て日本より高価なるも食料
品に至りては非常の差を見ず耕地に於て食料は一ヶ月大

低八九円にて支弁し得べし

弔慰金及救助金 職務上の負傷により死亡するか又は終身労働に堪ゆる事能はざるに至りたるときは遺族又は本人に対し耕主より秘貨二十磅(約我二百円)を支給せらるべし

前項の場合及其他契約期間内に死亡したるときは森岡移民合名会社は邦貨二十五円を支給すべし

奨励金 同一耕地に引続き前後の契約期限を通じて二ヶ年間労働するときは耕主は秘貨五磅(凡我五拾円)を帰航船賃の補助として支給すべし、前項の二ヶ年契約期限完了後引続き残留する者に対しては式ヶ年毎に更に五磅を支給せらるべし

服裝 和服は該地にありては必要なのみならず却て体裁を損じ且衛生上全然不適当なり寢衣は和服にても差支なけれ共之を着けて外出すべからず労働服は莫大小又は綿フランネルシヤツ、半ズボンに脚絆之に靴又は足袋にて草鞋を用ゆる者多し労働後は汗染たる下衣を乾きたる分と取り替へ其上日本にて用ゆる普通の「セル」「スコッチ」羅紗の古服を着用すべし下着は可成多く用意する方

円七拾銭

外に乗船地迄旅費其他の実費

其他詳細の事項は營業所又は附近の各出張所に就て承合せられたし

東京市京橋区山城町四番地

移民取扱人 森岡移民合名会社

一二七 三月七日 安楽警視總監ヨリ
牧野外務大臣宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行移民ニ配布

スベキ印刷物認可ノ件

第四六号ノ三

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ南米秘露国「カニエテ」耕地行契約移民募集ニ関シ移民ニ配布スベキ印刷物認可方願出ニ付通商局長ト協議ノ上認可致候条此段及報告候也

大正二年三月七日

警視總監 安楽兼道(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

追テ右関係書類ハ客月二十七日附第四六号ノ二ヲ以テ通商局長へ送付致置候条此段申添候也

便利なり

女子は和服を筒袖にし女学生の用ゆる行燈袴の如きものを普通の縞木綿又は唐織にて作り之を用ゆべし前の開きて脚部の露出するは野蠻の風習として忌むを以て必ず股引又は「ズボン」下或は猿股に長靴下等を用ゆべきものとす、男女何れも靴を用ゆべきは勿論なれども女子は必ず半靴に限る、女子労働服は随意なれども必ず股引を用ゆべし

携帯品 寢具(毛布は必ず携帶すること) 鍋、釜、茶碗、庖丁、箸、藥罐等は携帯すべし(但輕便なるものを良とす)

荷物は総て上陸のとき税関の検査を経ざるべからざるを以て人に見らるゝも耻かしき物を携帯すべからず殊に刀劍類、銃器、軍服、賭具等は決して携帯すべからず(但荷物重量は一人に付五十斤迄とす)

渡航費用総て移民の自弁たるべきこと

一 渡航周旋料 金貳拾五円

一 渡航費 金九拾五円(神戸横浜より耕地上陸港迄)

一 検疫消毒費種痘料及領事査証料解賃及旅券印紙共五

一二八 四月九日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民合名会社取扱「ペルー」国行第二十

三回移民到着ノ件

公第二三三号 (五月三十日接受)

大正二年四月九日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社第二十三回移民男女六拾五名本月三日「カヤオ」港着紀洋丸ニテ到着別表ノ通り「パラモンガ」耕地並ニ「ウマヤ」耕地ニ夫々輸送セラレ候右及報告候 敬具

追而右ノ中「ウマヤ」耕地行移民一同ハ船中同乗者ヨリ該耕地ガ不健康地ニシテ各種ノ点ニ於テ他耕地ニ劣レル旨ヲ聞キ「カヤオ」着港ノ際移民会社代理人ニ対シ他耕地へ変更方請求ニ及ビ其説論ニ服セズ總代二名本官ヲ來訪陳情スル所アリタルヲ以テ其不可ナルヲ懇諭シ指定耕地へ赴カシメ候右為念申添候也

(別紙)

森岡移民合名会社取扱第二十三回移民配置表

大正二年四月三日「カヤオ」港着

耕地名	上陸地	地名	男	女	計
耕 地	上 陸 地	地名	男	女	計
パラモンガ	スーベ港	宮城 熊本	四	一	五
ウマヤ耕地	ワチヨ港	宮城 熊本	六	一	七
合 計			一〇	二	一二

一二九 六月四日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民合名会社扱「ペルー」国行第二十四

回移民到着ノ件

公第三五号

(七月十八日接受)

大正二年六月四日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社第二十四回移民男七拾九名去

月三十日カヤオ港着武洋丸ニテ到着別表ノ通り「カニエテ」

耕地ニ輸送セラレ候

右及報告候 敬具

(別紙)

森岡移民合名会社取扱「ペルー」国行第二十

四回移民配置表

大正二年六月三十日「カヤオ」港着

耕地名	上陸地	地名	男	女	計
カニエテ耕	セロ、アス	鹿兒島 宮城	一五	一	一六
地	一ル港	福井 山梨	二六	一	二七
合 計			四一	二	四三

一三〇 七月四日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民合名会社移民契約証認並移民ノ選択

ニ付稟請ノ件

公第四四号

(八月二十三日接受)

大正二年七月四日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

一、里馬県「カニエテ」郡「カニエテ」原野所在英国製糖
会社所有「カニエテ」耕地へ本邦労働者男百名夫婦五十
組ヲ本年十一月迄ニ供給セントスル本年五月十二日附契
約

一、里馬県「チャンカイ」郡「パティヴィルカ」原野所在
「パラモンガ」農業株式会社所有耕地へ本邦労働者男女
百三十名ヲ六ヶ月以内ニ供給セントスル本年六月二日附
契約

右両契約中前者ハ之ヲ森岡英製糖問客年十一月二十五日附
契約ニ比較シ其条件ニ於テ移民ノ員数並ニ其供給期限ヲ異
ニスルノミ他ニ何等変更スル所ナク又後者ハ客年十月二十
四日調印ノ森岡「パラモンガ」間ノ契約ニ比シ同シク移民
ノ員数並ニ其供給期限ヲ除ク外全然同様ノ条件ニシテ但第
十四条所定ノ直接移民ニ関係ヲ及ボスベキ事件又ハ変更云
々ニ関シテハ之ヲ耕主ト協議スルニ方リ其協定事項ガ原契
約ニ抵触スル場合ニハ予メ領事館ノ承認ヲ経ベキ旨森岡移

民会社代理人ヲシテ誓約書ヲ提出致サセ置候

又「パラモンガ」契約第五条労働者死亡ノ場合ニ於ケル賠
償金ヲ従来英貨ニテ記載セシガ同一契約書中標準貨ノ換一
ヲ期スル為メ今回同会社ヲシテ右ハ秘貨三十「ソル」ト同
一ナル旨書面ヲ以テ声明致サセ置候

右両耕地ハ森岡移民合名会社ニ於テ多年本邦労働者ヲ供給
シ来リタル最モ信用アル会社ノ所有耕地ニシテ過般小官自
ラ出張視察ノ結果差シテ不都合ノ点モ無之様見受ケラレ唯
住屋ノ改良、病院其他衛生設備ノ改善並ニ移民到着後ニ於
ケル休養期間等ニ関シテハ契約承認ノ条件トシテ森岡代理
人ヲシテ先方ニ請求セシメ又耕地支配人並ニ本社支配人等
ハ小官ヨリモ之ヲ注意致シ夫々実行スベキ旨ノ回答ヲ得
タルヲ以テ本日右両契約ニ証認ヲ与ヘ尚森岡代理人ヨリ既
ニ余日少ク本省ノ御許可手間取ル様ニテハ期限内ニ供給困
難ニ付可成本契約書本邦到着前御許可可成候様小官ヨリ打
電方願出候ニ付同人ノ負担ヲ以テ

森岡英製糖男百夫婦五十組十一月末迄供給契約及ビ森岡
「パラモンガ」百三十名六ヶ月以内供給契約証認セリ条
件前同様、契約書到着前御許可アリ差支ナシ英国製糖残

六十一名ハ紀洋丸迄延期セリ

ト電報致シ候右英國製糖ヘノ不足數六十一名ノ補充ニ関シテハ同會社ノ承諾ヲ得タルヲ以テ依頼ニ依リ一併電報致シタル次第ニ有之候

次ニ移民ノ選抜方ニ関シテハ從來本省ヨリ各地方官憲ニ對シ屢々御訓達相成居候ニ拘ラス近來ノ本邦移民ハ成績概シテ良好ナラス各耕地支配人等モ之ヲ当初ノ本邦旧移民ニ比スルトキハ到底同日ノ談ニアラザル旨申居リ第一技能ニ於テ劣リ且ツ怠惰者並ニ逃亡者多ク試ニ之ヲ客年來ノ統計ニ徴スレバ同年二月「カニエテ」耕地上陸移民二百名中逃亡者八十六名アリ又同年七月「サンニコテス」耕地上陸移民七十二名中三十二名ノ逃亡者アリ同年十月「バラモンガ」耕地上陸ノ六十三名中逃亡者三十三名同年十月「カニエテ」耕地上陸百七十八名中逃亡者四十七名又本年四月「ウマヤ」耕地上陸ノ五十六名中今日迄ニ既ニ九名ノ逃亡者アリ其割合多キハ半数以上ニモ達シ居リ而シテ之等ノ逃亡者ニ就テ其理由ヲ質セバ或ハ労働ノ過重ヲ訴ヘ或ハ身体虚弱ニシテ耕地ノ労働ニ堪ヘズト称スルモ現ニ同一耕地ニ引續キ労働スルモノニ問ヘバ必ズシモ其否ラザルヲ言明シ居リ

募者ヘ對シ指定耕地ヲ出發數日前電報ヲ以テ通知シ又ハ地方募集人ニ於テ自ラ諸般ノ周旋ヲナサズ応募者ニ托シテ一切ノ手續ヲ了セシムル等不都合ノ廉不勘ニ付同社ニ對シテモ誠実周旋方御訓示相成候様致度此段報告旁及稟請候

敬具

一三一 七月九日 森岡移民合名會社ヨリ 牧野外務大臣宛

「ペルー」國「カニエテ」耕地行契約移民ニ

關スル契約期間延期ニ付届出ノ件

弊社取扱秘露契約移民ノ儀昨大正元年十一月廿五日附ヲ以テ同國英國製糖會社トノ間ニ移民男參百名夫婦老百組ノ供給契約ヲ締結シ本年二月十五日附ヲ以テ移民トノ契約案ノ御承認ヲ受ケ募集發送中ノ処輸送船席不足ノ為メ契約期間内ニ全部發送ヲ了スル事能ハズ來ル八月卅一日ヲ以テ滿了可致候ニ付在同國「リマ」府弊社支店ヲ經テ右耕主ニ交渉中ノ処本年八月廿一日横浜出帆汽船紀洋丸便ニヨリ同耕地到着迄殘員六十一名ニ對シ延期承諾相成候間此段御届申上候

猶右ニ付在同國帝國領事ヨリ御省宛右証明ノ公電有之候

要スルニ彼等ハ元ト農業ノ經驗乏シク募集人ノ甘言ヲ妄信シ勞セズシテ給料ヲ得ベキコトヲ夢ミ居リシモ事ノ予想ト反スルニ失望シ遂ニ他ノ誘惑ニ逢ヒテ逃亡ヲ企ツルニ至リシモノ多ク結局当初ヨリ着実ニ労働スベキ誠意ナカリシモノ、如ク現ニ募集者ヨリ欺カレシ旨公言セルモノモ有之而カモ之等逃亡移民中或ハ出府シテ他ノ職業ヲ求メ或ハ他耕地ヘ転スルモ何処モ大同小異ニシテ遂ニハ其逃亡ヲ悔ユルモノモ少カラス候

斯ノ如キハ本邦移民ノ信用ヲ失墜スルハ勿論移民自身ニ取リテモ決シテ策ノ得タルモノニ無之各耕地監督等ヲシテ嚴重取締ラシメ居リ候ヘ共根本的ニ移民ノ選抜ヲ嚴密ニシ身休強壯ニシテ農業ノ經驗ヲ有シ而カモ誠實ニ労働ニ従事スヘキ決心鞏固ナル者ノミヲ撰ブニアラザレバ到底良好ノ成績ヲ挙げ逃亡者ノ跡ヲ絶チ本邦移民ノ信用ヲ恢復スルコト能ハザルベク思考致サレ候本件ハ從來屢次報告相成居リ本省ニ於テモ充分御承知ノ儀ニハ有之候ヘ共前頭ノ事實ニ鑑ミ乍重複及具報候 就テハ在当地森岡移民合名會社代理人ヘハ懇々申聞置候ヘ共尚本省ニ於テモ各地方當該官憲ヘ此際重ネテ御訓達相成候様致度殊ニ森岡移民會社ニ於テハ

旨弊社支店ヨリ申越候間此段申添候

大正二年七月九日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名會社

代表社員 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

参照

殘員明細表(但シ本日現在)

県名	届出人員		四月十九日		六月二十日		殘員	
	男	夫婦	男	夫婦	男	夫婦	男	夫婦
熊本	四	三三	二六	一五	一八	三八	四	三
福岡	四四	四五	一五		八三	一〇	二〇	七
鹿兒島	一〇〇	一〇			一一	一〇	〇〇	〇
大分	一九	一			四	一	二	〇
山口	六				二一	一	六	〇
愛媛	二七	一			三三	五	七	〇
広島	四〇	五	一〇					
山梨	一〇							
福島	一〇							
宮城	一				八	三	五	二
福島	二九	五	一八		一八	三	三七	二
合計	三〇〇	二〇〇	七九		一八四	八八	三七	一二

註一 右ハ七月十日附進第七四三号ノ二ヲ以テ警視庁經由進達セラレタリ

二 大正元年十一月二十五日附森岡及英製糖会社間契約ニ付テハ外交文書第四十五卷第一冊三二八文書参照

一三二 七月九日 森岡移民合名会社ヨリ 牧野外務大臣宛

「ペルー」国「パラモンガ」耕地行契約移民

ニ関スル契約書承認願出ノ件

今般弊社取扱秘露契約移民ノ儀去ル大正元年十月廿四日附ヲ以テ同国「パラモンガ」耕地「パラモンガ」耕作会社ト弊社トノ間ニ締結シタル契約書ニ準ジ各条項ニ付テハ別紙傭主契約書訳文ノ通り前記契約ト同一条件ヲ以テ男女老百参拾名ヲ御承認ノ日ヨリ向六ヶ月内ニ供給ノ契約ヲ締結仕リ該契約書ハ既ニ領事館ノ御証認ヲ経テ目下廻送中ニ有之候処最近東洋汽船株式会社南米航路船ハ来ル八月廿一日ノ予定ニ有之毎回起点タル香港ニ於テ多数乗船仕候為メ船席少数ニ有之從テ至急船席ヲ保留致シ置ノ必要有之且右期日出帆ノ紀洋丸ニ一部搭載ヲ為サル時ハ契約期間内ニ全部ノ移民ヲ送附致シ難ク候ニ付是非該船ヲ以テ發送致シ度候

処前記傭主契約書ノ到着ヲ俟テ出願仕候ニ於テハ募集期間僅少ニテ到底同船便ニ發送シ能ハザル次第ニ有之候而シテ右契約ニ関シ御省ヘハ在秘露「リマ」府帝国領事ヨリ電報ヲ以テ御通知相成居候同地在留弊社代理人ヨリ申越居候ニ付テハ此際特別ノ御詮議ヲ以テ別紙移民トノ契約書御承認被成下度此段奉願候也

大正二年七月九日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

註 右ハ七月十日附進第七四七号ノ二ヲ以テ安樂警視廳經由進達セラレタリ尚別紙(一)会社ト耕主トノ間ノ契約書(原文及訳文)(二)会社ト移民トノ間ノ契約書(三)秘露国情況書及(四)七月四日領事証明済通知電報写ハ省略ス

一三三 七月九日 森岡移民合名会社ヨリ 牧野外務大臣宛

大正二年第二回「ペルー」国「カニエテ」耕地行契約移民ニ関スル契約書承認願ノ件

今般弊社取扱秘露契約移民ノ儀去ル大正元年十一月廿五日

附ヲ以テ同国「カニエテ」耕地英国製糖会社ト弊社トノ間ニ締結シタル契約書ニ準ジ各条項ニ付テハ別紙傭主契約書訳文ノ通り前記契約ト同一条件ヲ以テ男女老百名夫婦五拾組ヲ本年十一月末日迄ニ供給ノ契約ヲ締結仕リ該契約書ハ既ニ領事館ノ御証認ヲ経テ目下回送中ニ有之候処最近東洋汽船株式会社南米航路船ハ来ル八月廿一日ノ予定ニ有之毎回起点タル香港ニ於テ多数乗船仕候為メ船席少数ニ有之從テ至急船席ヲ保留致シ置ノ必要有之且右期日出帆ノ紀洋丸ニ一部搭載ヲ為サル時ハ契約期間内ニ全部ノ移民ヲ送附致シ難ク候ニ付是非該船ヲ以テ發送致シ度候

代表社員 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

註 右ハ七月十日附進第七四八号ノ二ヲ以テ安樂警視廳經由進達セラレタリ尚別紙(一)会社ト耕主間契約書(原文及訳文)(二)会社ト移民間契約書(三)秘露国情況書及(四)七月四日領事証明済通知電報写ハ省略ス

一三四 七月十日 森岡移民合名会社ヨリ 牧野外務大臣宛

「ペルー」国行契約移民女子年齢及携帶児ニ関シ承認願出ノ件

一、本月九日附ヲ以テ秘露国「カニエテ」耕地及「パラモンガ」耕地行契約移民ニ係ハル契約書案御承認願提出仕候処該契約書中各第二条ニ於テ移民ノ年齢ハ二十歳以上四十五歳タルベキ旨制限ヲ附シ置候処右ハ当事者間ニ於テ大体ノ標準ヲ定メタルモノニ有之極メテ嚴重ナル意味ニハ無之該契約ハ当初同国行移民ノ男子ノミノ時ニ制定シタルモノニ創マリ其後幾分ノ女子ヲ同伴セシムルコトハナリ以来契約ノ都度多少ノ更正加除ヲナシタルモノニ有之該年齢ノ規定ハ男子ヲ標準トシタルモノニテ女子ハ男子ヲシテ定住セシムル為メ妻帯者ヲ希望スルヨリ妻女

大正三年七月九日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

同伴者ヲ混同スルコトニ相成候モノニテ從テ兩契約書第七條ニ於テ女子ニ對シテハ勞働ノ分量又ハ時間ノ割合ヲ以テ賃錢ヲ支給スルコト、シ勞働上女子ニ重キヲ置カザル次第ニ有之候傭主ニ於テモ從テ右ニ對シ何等異議無之明治四十一年以降昨年末迄二十歳未満妻同伴ノモノ三十六組有之候モ些モ故障等無之衛生狀態ニ於テモ女子ハ男子ヨリモ良好ニ有之右ノ内一人ノ死亡者モ無之且男子ト異ナリ夫タル保護者モ有之候事故更ニ懸念無之次第ニ御座候猶又妻帶者ヲ供給セントスルトキハ移民ノ大部ハ二十歳台乃至三十歳台ノ壯丁多数ヲ占メ居リ普通妻女ハ其夫ヨリ年齡少ナキモノニ有之候間從テ之等ノ内十七八歳ノ妻子ヲ同伴スルモノ不勘之等ヲ外ニシテハ著シク応募者ヲ減ジ候ト同時ニ之等ノ妻女ヲ有スルモノハ空シク失望セシムル次第ニ有之候間年齡ノ項ニ於テ妻女ハ此限リニ非ラザル旨御承認被成下度候也

一、携帶兒同伴ニ関シテモ兩契約共ニ何等ノ規定無之候得共移民ノ定住ヲ為サシムル為メ妻女ヲ同伴セシムル以上兒女ヲ生産スルハ寧ロ自然ノコトニ屬シ内地ヨリ携帶セザルモ移民地ニ於テ生産スルニ於テハ同様ノ結果ヲ生ズ

一三五 七月十四日 坂田通商局長ヨリ
安樂警視總監宛

雇傭契約ノ年齡制限ニ適合セサル移民ヲ取扱ヒタル件

通送第四六〇九号

本件ニ関シ本月八日付進第七〇六号ノ二ヲ以テ御申越ノ次第有之候処森岡移民合名会社ニ對シテハ將來斯ノ如キ粗漏ノ取扱ヲナサル様深ク注意スベキ旨戒告相成度尚ホ年齡制限ニ適合セサル移民ニ對シ渡航ヲ許可セル愛媛県庁ヘハ注意方当省ヨリ通達致置候条依命此段申進候也

一三六 七月十四日 坂田通商局長ヨリ
愛媛県知事宛

「ペルー」國行契約移民ノ年齡制限ニ関シ注意方ノ件

通送第四六一二号

移民取扱人森岡移民合名会社ノ取扱ニ係ル秘露國「カニエテ」耕地行移民ニ就テハ雇主ト同会社トノ契約書第二条ヲ以テ勞働者ノ年齡式拾歳以上四十五歳以下ノモノヲ雇傭スベキ条件ヲ付シ有之候処森岡移民合名会社ヨリ当省ヘ提出

ベキモノニ有之勞働力ニ関シテハ是等ノ為メ前記ノ如ク兩契約第七條ニ於テ女子ノ勞働ヲ制限シアル次第ニ有之候間殊更携帶兒ニ関シ規定セザリシ次第ニ有之候近來是等妻子携帶者ノ成績良好ナルヨリ傭主ヨリ妻帶者ノ注文増加シタルト「カニエテ」耕地ノ如キハ之等ノ為メ特ニ学技ヲ建築スルニ至リ候次第ニ付是又御承認被成下度候也

追テ前二項ニ関シテハ之レガ為メ送還等ノ故障有之候節ハ弊社ニ於テ責任ヲ以テ解決仕リ移民ニ對シ決シテ迷惑相掛申サバルハ勿論將來契約ノ場合ハ明了ニ記載可致候間特別ノ御詮議ヲ以テ御承認被成下度此段奉願上候也

大正二年七月十日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田亀太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

註 右ハ七月十五日附進第七五一号ノ二ヲ以テ警視庁經由進達セラル

セル本年六月分渡航者名簿ヲ査閱スルニ貴庁ニ於テ渡航ヲ許可セラレシ左記ノ者ハ前示年齡制限ニ適合セザルニヨリ同取扱人ニ對シテハ訓戒ヲ与ヘ置クニ付今後貴庁ニ於テモ渡航御許可ノ際移民雇傭条件等ニハ殊ニ御注意相成度依命此段申進候也

註 左記八名ノ氏名、生年月日等省略ス

一三七 七月十六日 坂田通商局長ヨリ
安樂警視總監宛

「ペルー」國「パラモンガ」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認通知ノ件

通送第四六七号

本月十日付進第七四七号ノ二ヲ以テ御通達相成候貴管下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露國「パラモンガ」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ對シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也追而本移民ハ滿二十歳以上滿四十五歳以下ノ男子或ハ同行ノ妻アルコト及本省承認後六ヶ月以内ニ耕地ヘ到着セシムル条件ヲ付シアリ候ニ付為念右申添候也

(別紙)

第三五号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正二年七月九日付秘露国「パラモンガ」耕地行契約移民男女ヲ通ジ壹百參拾名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件

右承認ス

大正二年七月十六日

外務大臣男爵 牧野伸顯(印)

一三八 七月十六日

坂田通商局長ヨリ
安楽警視總監宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認通知ノ件

通送第四六五九号

本月十日付進第七四八号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国「カニエテ」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通

詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也
追テ本移民ノ供給終期ハ本年十一月末日ニ有之候条為念此段申添候也

(別紙)

第三七号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正二年七月九日付秘露国「カニエテ」耕地行契約移民男壹百名夫婦五拾組取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件

右承認ス

大正二年七月十六日

外務大臣男爵 牧野伸顯(印)

一三九 七月二十一日

坂田通商局長ヨリ
安楽警視總監宛

「ペルー」国行契約移民女子年齢及攜帶児ニ関スル件

通送第四六九八号

註 別紙甲号及乙号ハ夫々前掲一三四文書及一三九文書ト同文

ナルニ付省略ス

一四一 七月二十三日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民合名会社対「ドミンゴ、パリオス」
遺産財団ノ本邦移民供給契約証認ノ件

公第四七号

(九月六日接受)

大正二年七月二十三日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

森岡移民合名会社並ニ「モケガ」州所在葡萄耕地地所有主「ドミンゴ、パリオス」遺産財団間五ヶ月以内ニ本邦移民十五名ヲ供給セントノ本月十七日附契約
本契約ハ客月二日附森岡「パラモンガ」農業株式会社間契約ト移民ノ員数供給期間ヲ異ニスルノミニシテ其他ハ全然同条件ニ有之抑モ同耕地ハ智利国境ニ近キ当国極南ノ地ニ位シ当国經濟界ニ信用アル同地方有数ノ豪家「ドミンゴ、パリオス」家ノ所有ニ係リ曾テ明治四十年中森岡ノ手ヲ經

本件ニ関シ森岡移民合名会社ヨリ提出セル書面本月十五日付進第七五一号ノ二ヲ以テ御進達相成候処移民ノ帶同スル妻ハ二十歳ニ達セザルモ渡航セシメ得ル件並ニ攜帶児ヲ同伴渡航スル件ハ兩条共移民取扱人申出ノ如ク取扱ハシムルモ差支無之候条其旨同取扱人へ御示達相成度依命此段申進候也

一四〇 七月二十一日

牧野外務大臣ヨリ
在リマ森領事宛

「ペルー」国行契約移民女子年齢及攜帶児ニ

関スル件

通送第六八号

本件ニ関シ別紙甲号ヲ通森岡移民合名会社ヨリ願出之次第有之候ニ付別紙乙号ヲ以テ回答致置候要スルニ秘露国行契約移民ハ從來男労働者ヲ主トシテ雇傭シタルニヨリ雇主ト移民取扱人間ニ締結セル契約書ハ移民ノ帶同スル妻及攜帶児ニ言及セザル所有之然ルニ近來妻同伴者ノ増加スルニ連レ右等ノ廉ニ付疑ヲ懷クモノアルニヨリ森岡取扱人ヨリ別紙ノ通承認願書ヲ提出致シタル義ニ有之候条委曲右ニテ御了知相成度此段申進候也

テ二十名ノ本邦移民ヲ入レタルコトアリ其後ノ状況ニ就キ取調タル所ニ依レハ右ノ内現在残存スルモノハ僅ニ六名ナルモ他ハ悉ク契約満期後退耕シタルモノニシテ逃亡者無ク残存者ハ何レモ満足シテ労働ヘ従事シ居リ耕主ノ気受モ極メテ宜シク又労働ハ近來多ク時間制度ナルモ一日十時間ヲ超ユルコトナク「タレヤ」ナレバ大低午後三時迄ニハ完了スルヲ常トシ習熟スレハ極メテ容易ニシテ決シテ困難ナルコトナク給銀ハ当初ハ一日一円ナリシモ現今ハ確實ニ一円二十錢ヲ給与シ居レリ食料ハ米丈ケ購入スレバ野菜等ハ業務ノ余暇耕主ヨリ貸与スル土地ニ之ヲ栽培スルヲ以テ一週間二三円ニテ事足り従テ一ケ年二百円内外ノ貯蓄ヲナスコトヲ得トノコトニテ概シテ成績良好ト云フコトヲ得ザルモ当国他耕地ニ比シ著シク劣レリト思考セラレズ候処今回同耕主ノ申込ニ依リ森岡ニ於テ本邦移民十五名供給ノ契約ヲ締結シ当館ニ其証認ヲ願出候ニ付遠隔ノ地多少監督ニ不便ノ点有之候得共其点ハ森岡ニ於テ充分注意スヘキコトヲ条件トシ本日証認ヲ与ヘ置候間左様御承知相成度此段及具報候 敬具

代表社員 保田 亀 太 郎(印)

警視總監 安樂兼道殿

左 記

移民募集地方別予定表

募集地名 人 員

鹿児島県 男老百名 夫婦五拾組

計 男老百名 夫婦五拾組

註 右ハ實際渡航迄ノ間ニ募集地、人員内訳等ニ変動アリ

一四三 七月二十四日

安樂警視總監ヨリ
牧野外務大臣宛

「ペルー」国「パラモンガ」耕地行移民募集

予定報告ノ件

第二三一号ノ二

大正二年七月二十四日

警視總監 安樂兼道(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ秘露国「パラモンガ」耕
地行契約移民今般別紙之通募集予定ノ旨届出候也

(別紙)

一四二 七月二十四日

安樂警視總監ヨリ
牧野外務大臣宛

「ペルー」国「カニエテ」耕地行移民募集予

定報告ノ件

第二二九号ノ二

(七月二十五日接受)

大正二年七月二十四日

警視總監 安樂兼道(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ秘露国「カニエテ」耕地
行契約移民今般別紙ノ通募集予定ノ旨届出候也

(別紙)

大正二年第二回秘露国「カニエテ」耕地行契約移民募集

御届

当会社取扱秘露国「カニエテ」耕地契約移民男老百名夫婦
五拾組ニ対シ左記移民募集地方別予定表ノ通り募集仕リ候
間此段御届申上候也

大正二年七月廿一日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

秘露国「パラモンガ」耕地行契約移民募集御届

当会社取扱秘露国「パラモンガ」耕地行契約移民男女ヲ通
ジテ百参拾名ニ対シ左記移民募集地方別予定表ノ通り募集
仕候間此段御届申上候也

大正二年七月廿二日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀 太 郎(印)

警視總監 安樂兼道殿

左 記

移民募集地方別予定表

募集地名 人 員

熊本県 男女ヲ通ジテ 二十五人

沖繩県 〃 〃 十五人

山梨県 〃 〃 十人

福岡県 〃 〃 十五人

福島県 〃 〃 五十人

宮城県 〃 〃 十五人

計 百参拾人

但女ハ男移民ノ家族タルモノニ限ル

一四四 七月二十四日 太田福岡県知事ヨリ
坂田通商局長宛

「ペルー」国行契約移民年齢ニ関シ照会ノ件

丑保発第九二号 (七月二十六日接受)

大正二年七月二十四日

福島県知事 太田 政弘(印)

外務省通商局長 坂田重次郎殿

森岡移民合名会社ノ手ヲ経テ南米秘露国ヘ渡航セントスル
契約移民ノ年齢標準ニ関シ今般同会社業務代理人ヨリ伺出
ノ次第モ有之候処同国耕地雇主ト移民取扱人トノ間ニ締結
シタル契約書中移民ノ年齢ニ対シテハ当然満二十歳ニ達セ
ザレバ許可スヘカラザル儀ト認メラレ候得共男移民ト同行
スル妻ニ関シテハ右ノ制限ニ抛ラサルモ差支無之哉取扱上
聊カ疑義相生ジ候ニ付何分ノ御意見承知致度
右及照会候也

一四五 八月一日 坂田通商局長ヨリ
太田福岡県知事宛

「ペルー」国行契約移民年齢ニ関スル件

大正二年八月十四日

在里馬

領事 森 安三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社第二十五回移民男女参百六十
名外携帯児十六名本月二日「カヤオ」港着安洋丸ニテ到着
別表之通り「カニエテ」耕地ニ輸送セラレ候条及報告候
敬具

(別紙)

森岡移民合名会社取扱第二十五回移民配置表

大正二年八月二日「カヤオ」港着

耕地名	上陸地	県名	男	女	計
カニエテ耕	セロ、アス	宮城	六	一	七
カニエテ耕	イル港	山口	四	一	五
		福島	一一	三	一四
		大分	一一	一	一二
		愛媛	一一	一	一二
		広島	三八	五	四三
		熊本	三〇	六	三六
		鹿児島	九三	一〇	一〇三
		福岡	五六	三八	九四
		計	二七二	八八	三六〇

通送第四八四二号

本件ニ関シ七月二十四日付丑保発第九二号ヲ以テ御照会之
趣了承右ハ曩ニ森岡移民合名会社ヨリ別紙甲号写ノ通り出
願有之乙号写ノ通り回答致置候条委曲右ニテ御了知相成度
此段及御回答候也

註 別紙甲乙各号省略ス前掲一四〇文書ノ註参照

一四六 八月一日 坂田通商局長ヨリ
鹿児島、熊本、沖縄、山梨、福岡、宮
城、広島、愛媛、山口、大分各県知事宛

「ペルー」国行契約移民年齢ニ関スル件

通送第四八四三号

本件ニ関シ森岡移民合名会社ヨリ別紙甲号写ノ通り承認方
願出候ニ付乙号写ノ通り示達致置候ニ付為御参考右及御通
知候也

註 別紙省略ス前掲一四五文書ノ註参照

一四七 八月十四日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民合名会社取扱「ペルー」国行第二十
五回契約移民到着ノ件

公第五二号 (九月二十三日接受)

合計三百六十名

内男二百七十二名 内解約者一名

女八十八名 内解約者二名

外ニ携帯児十六名

一四八 八月二十五日 森岡移民合名会社ヨリ
牧野外務大臣宛

「ペルー」国「モケグア」耕地行契約移民ニ

関スル書面契約案承認願ノ件

今般南米秘露国「モケグア」耕地所有者「ドミンゴ、パル
リヨス」遺産社団トノ間ニ契約移民男女ヲ併セテ拾五名供
給ノ契約ヲ締結仕候ニ付テハ弊社ト移民間ニ締結スベキ書
面契約別紙案文ノ通り使用仕度候間右御承認被成下度関係
書類相添へ此段奉願候也

大正二年八月二十五日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

註 右ハ八月二十七日附進第九〇三号ノ二ヲ以テ警視庁經由進

九「ペルー」移民雜纂 (一) 一四九 一五〇

達セラレタリ尚右ニ添付セラレタル書類即チ(一)七月十七日附会社ト耕主トノ間ノ契約書西文及和訳文(七月二十三日森領事証認)(二)会社ト移民トノ間ノ契約書及(三)秘露国情况書ハ之ヲ省略ス

一四九 八月二十九日

松井外務次官ヨリ
熊本、沖繩、山梨、福岡、福島、宮城、鹿児島、岡山、山口、静岡、福井、大分、広島、愛媛、佐賀、香川各県知事宛

「ペルー」国行契約移民ノ選択ニ注意ヲ要スル件

通送第五二六〇号

本件ニ関シ今般移民取扱人森岡移民合名会社並ニ東洋移民合資会社へ注意方別紙写ノ通り警視庁へ通達致置候条貴管下ニ於テ移民取扱人が秘露国行契約移民ヲ募集シ貴庁ニ於テ渡航許可ヲ与ヘラレ候節ハ本件通達ノ趣旨誠実ニ実行セラレ候様可然御監督相成度此段申進候也

註 別紙ハ次掲文書ト同文ナルニ付省略ス

一五〇 八月二十九日 松井外務次官ヨリ
安楽警視総監宛

「ペルー」国行契約移民ノ選択ニ注意ヲ要ス

一九二

ル件

通送第五二六一号

近來秘露国行契約移民ノ成績概シテ良好ナラズ各耕地支配人等モ新渡航移民ヲ旧移民ト比スルトキハ甚シキ懸隔アルヲ認メ居ル由ニテ第一技能ニ於テ劣リ且ツ怠惰者並ニ逃亡者多ク之ヲ客年末ノ統計ニ徴スレバ同年二月「カニエテ」耕地上陸移民二百名中逃亡者八十六名アリ又同年七月「サンニコラス」耕地上陸移民七十二名中三十二名ノ逃亡者アリ同年十月「パラモンガ」耕地上陸ノ六十三名中逃亡者三十三名同年十月「カニエテ」耕地上陸百七十八名中逃亡者四十七名又本年四月「ウマヤ」耕地上陸ノ五十六名中今日迄ニ既ニ九名ノ逃亡者ヲ出セリ其割合多キハ半数以上ニモ達シ居リ而シテ其逃亡理由ハ或ハ労働ノ過重ヲ訴ヘ或ハ身体虛弱ニシテ耕地ノ労働ニ堪ヘズト称スルモ現ニ同一耕地ニ引続キ労働シ別ニ苦情ナキ者アルヨリ見レバ其言フ所ニ信ヲ措キ難ク要スルニ農業上ノ辛苦ヲ知ラサル者募集人ノ甘言ヲ妄信シ勞セズシテ給料ヲ得ベキコトヲ夢ミ居リシモ事ノ予想ト反スルニ失望シ遂ニ他ノ誘惑ニ逢ヒテ逃亡ヲ企ツルニ至リシモノ多ク結局当初ヨリ着実ニ労働スベキ誠意

一五一 九月十五日 坂田通商局長ヨリ
安楽警視総監宛

「ペルー」国「モケグア」耕地行移民ニ関スル書面契約案承認通知ノ件

通送第五五五一号

客月二十七日附進第九〇三号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民合名会社ヨリ提出シタル秘露国「モケグア」耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

(別紙)

第五〇号

書面契約案承認指令書

移民取扱人

森岡移民合名会社

代表社員 保田 亀太郎

大正二年八月二十五日附秘露国「モケグア」耕地行契約移民男女ヲ通ジ拾五名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件右承認ス

大正二年九月十五日

外務大臣男爵 牧野伸顯(印)

一五二 十月十五日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民会社扱「ペルー」国行第二十六回移
民到着ノ件

公第六一号

(十二月一日接受)

大正二年十月十五日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社取扱第二十六回移民男女二百
十一名本月二日「カヤオ」港着ノ紀洋丸ニテ到着別表ノ通
リ「パラモンガ」耕地及「カニエテ」耕地へ夫々輸送セラ
レ候右及報告候 敬具

(別紙)

森岡移民合名会社第二十六回移民配置表

大正二年拾月二日「カヤオ」港着

大正二年十月二十七日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

近來当国へ渡航シ来ル本邦移民ノ成績良シカラズ怠惰者逃
亡者夥シク本邦移民ノ信用ヲ失墜スルコト尠カラサルニ付
今後移民ノ募集ニ際シ移民取扱人ニ於テ充分其撰択ニ注意
シ尚該地方官憲ニ於テモ一層之レガ取締ヲ嚴重ニ致ス様此
際重テ御訓達相成度旨本年七月四日附公第四四号拙信ヲ以
テ及稟申置候処其後來着ノ本邦移民中大多數ノ逃亡者ヲ見
ルニ至リ今後ノ取締上一層ノ注意ヲ要スル儀ト思考致候間
此機会ニ於テ煩瑣ヲ顧ミス本件顛末ノ詳細ヲ開陳シテ移民
逃亡ノ実情ヲ入貴覽候

東洋汽船会社汽船安洋丸ハ森岡第二十五回「カニエテ」耕
地行本邦移民男二百七十二名女八十八名並ニ携帯児拾六名
合計三百七十六名ヲ搭載シテ八月二日「カリヤオ」ニ入港
シ六日間碇泊ノ後七日同港出帆翌八日「セロ、アスール」
港ニ着シ同地ニ全部ノ移民ヲ上陸セシメタリ森岡移民会社
当地支店ヨリハ店員鳥居保四郎ヲ右移民附添トシテ同行セ

地名	上陸地	耕地 パラモンガ	カニエテ耕 地	各県別										計
				宮城	福島	山梨	広島	宮城	福島	大分	愛媛	山口	熊本	鹿兒島
男	四	三	四	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
女	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	五	四	五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

總計貳百一十一名 外ニ携帯児 三名

内逃亡 三名

上陸拒絶 二名

一五三 十月二十七日 在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民会社扱「ペルー」国行契約移民逃亡

実情詳細ノ件

公第六二号

(十二月十六日接受)

シメ諸般ノ周旋ヲナサシメタルガ着後一同平穩ノ趣報道ニ
接シ居タリシニ十八日英国製糖会社支配人代理「バソング
リオ」ハ森岡代理人飯田勘之助ト同伴小官ヲ来訪シ同日
「カニエテ」耕地支配人ヨリ接手シタル『十七日夜同支配
人ハ過般到着ノ本邦移民八十名乃至百名逃亡ヲ企テツ、ア
リトノ報ニ接シタルヲ以テ直ニ其筋ニ通告シタルニ七名ノ
憲兵派遣セラレ夜中無事ナリシガ朝来百十五名愈陸路里馬
ヘ向ハントスルヲ以テ説諭二時間ニ及ビシモ之ニ服セス到
底僅少ノ兵力ヲ以テ之ヲ防止スルコト能ハズ依テ郡長ヲ保
証人トシテ其面前ニ於テ支店支配人並ニ領事ノ返電アラバ
直チニ其出発ヲ許可スベク且ツ汽船ニテ送還セシムベキニ
付陸行ヲ思止ルベキ旨勸告シタルモ之ヲ諾セス一切ノ方法
無効ニ帰セリ今朝僅カニ五十名ノ旧移民及四十組ノ新移民
夫婦就業スルノミ殊ノ他ニ伝播セシコトヲ虞ル』旨ノ電報
ヲ齎シ之レガ善後策ヲ願出テタルヲ以テ即時前記鳥居宛移
民逃亡ノ原因並ニ現状ヲ詳細至急電報スヘク尚此際強力ニ
訴フルコトハ不同意ナリ、又移民ヘ対シテハ小官ノ名ヲ以
テ小官自ラ必要ノ手段ヲ執リ満足ノ解決ヲ告クルニ尽力ス
ベキヲ以テ各自耕地ニ止ムベキヲ傳達スヘキ旨電報シタル

ニ翌十九日「バソンプリオ」ハ再び來訪シ百十五名ノ日本人ハ愈耕地ヲ出テ陸路里馬ニ向ヒタルコト本官ノ電報ハ之ヲ達スルコト能ハザリシコト尚五十名耕地ヲ退去セントシツ、アルコトヲ告ケタリ鳥居ヨリハ漸ク二十日ニ至リ移民ハ既ニ一日半前ニ耕地ヲ去レリ原因ハ氣候ナリトノ簡單ナル返電アリシノミニテ事情ヲ詳ニスルヲ得ザリシガ耕地支配人ヨリ同社支配人代理宛ノ特使便ニヨル書信ニヨリテ始メテ顛末ノ詳細ヲ知悉スルヲ得タリ今同書信並ニ其後ノ情報ニヨリ新移民耕地到着以來逃亡當時ノ狀況ヲ綜合スルニ到着ノ翌々日三十名其翌日更ニ三名ノ逃亡者アリ何レモ南方ニ向ヒシガ内六名ハ途中非常ノ困難ニ遭遇シテ耕地ニ歸リ来リ一名ハ土人ヲ殺害シテ投獄セラル因テ耕地ニテハ数名ノ番人ヲ附シテ取締ヲ嚴重ニセシガ十六日ニ至リ多数逃亡ノ模様アルヨリ監督組長等ハ極力之ガ説諭ニ努メ漸クニシテ一時之ヲ思止ラシムルコトヲ得タリシガ後刻愈逃亡ヲ実行セントスルヨリ耕主ハ急ヲ地方ノ官憲ニ告ゲ郡長ハ直ニ一名ノ將校ト七名ノ憲兵トヲ耕地ニ派遣シ又後ニハ自身出張シ来リテ監視セシガ移民等ハ靜肅ニ夜ノ明ルヲ待チ何等ノ騷擾ヲ見ズ但彼等ハ大部分鹿兒島県民ニ係リ互ニ団結

シモ先發者百十五名ノ結果ヲ見ル迄延期スルコト、シ一時中止セシムルコトヲ得タリ

抑モ当国海岸地方ハ河川ノ流域ヲ除キテハ灰ノ如キ一帯ノ砂地ニシテ此回新移民ノ逃亡セル「カニエテ」耕地ト里馬トノ間六十余里ノ道程モ数個ノ村落アルノミニシテ他ハ茫茫タル砂漠ニシテ綠蔭溪水ヲ見ズ從來該耕地ヨリ逃亡シ来ル本邦移民ニシテ途中或ハ飢渴ニ煩シ或ハ賊ノ襲撃ニ逢ヒ名状スベカラザル困難ニ遭遇シタル実例乏シカラス依テ今回逃亡ノ移民ニ對シテモ途中ノ危難ヲ慮リ森岡代理人ヘハ人ヲ派シテ途中ニ彼等ヲ迎ヘ人目ヲ惹カザル様市中ニ入ラシムルト共ニ彼等ヲシテ市中ニ於テ醜態ヲ暴露スルコトナカラシムル為メ其収容所ニ就テモ相当ノ準備ヲナシ置ク可キ旨命ジ置キタル処逃亡者ハ二十二日夜無事里馬ニ着シ直チニ収容所ニ入レリ

当館ニ於テハ直チニ数名ノ總代ヲ召喚シテ逃亡ノ理由ヲ訊問シタル所氣候ノ不良ヲ外ニシテハ衛生設備ノ不備、医師、監督ノ不親切「タレア」ノ不平等等改良ノ余地アル事項ニシテ逃亡ノ理由トシテハ不充分ニシテ要スルニ彼等ノ口實ニ過キス而シテ彼等ハ漫然耕地ヲ出デ来リタルモ今後ノ方

シ居リテ決心堅ク監督等ノ説諭ニ對シテハ一切耳ヲ借サズ翌朝耕主ハ首謀者ト認ムベキモノ数名ヲ召喚シテ耕地ニ對スル彼等ノ不平ヲ陳述セシメ且ツ長時間説諭ニ努メタルモ彼等ハ耕地ノ氣候不健康ニシテ募集人ノ言ト相違シ居レバ到底耕地ニ止ルコトヲ得ス而シテ縦令道中ニ斃ル、コトアルモ退去ノ決心ヲ翻スコトヲ得スト主張シ頑トシテ説諭ニ服セス茲ニ於テ耕主ハ領事ヨリ何等ノ通知アル迄出發ヲ猶予スベシト説キシモ彼等ハ領事ノ返答ニシテ目的ノ決行ニ不利益ナルニ於テハ斷ジテ之ヲ容ル、コト能ハス從テ之ヲ待ツノ要ナシト称シ此上術ノ施スヘキナク耕主モ遂ニ其退去ヲ許容シ唯陸路ハ極メテ危険ナルヲ以テ最近ノ汽船便ニテ里馬ニ送り届ク可シト云ヒ又知事ハ多数団体ヲナシテ村落ヲ通行スル時ハ地方ノ平和ヲ攪乱スルノ虞アルヲ以テ之ヲ避ク可キ旨訓示セシモ更ニ之ヲ聽入レズ即時百十三名ノ男子ト三名ノ女子ハ隊伍ヲ組ミテ耕地ヲ出發セリ此間耕主ハ万一ノ結果ヲ虞リ官憲ニ對シ一切強力ヲ用ユルコトノナカラシコトヲ請ヒタルヲ以テ何等暴行ヲ見ズ又小官ノ電報ハ使者ヲ派シテ彼等ヲ追ハシメシモ及ハズ遂ニ之ヲ伝達スルヲ得ズ然ルニ翌朝ニ至リ更ニ五十名ノ新移民逃亡ヲ企テ

針ニ関シテハ確タル心算ナク又依頼スヘキ知人ヲモ有セズ他耕地ニ赴クカ若クハ里馬市ニアリテ何等カノ職ヲ得ンコトヲ欲スルモノ、如ク殊ニ彼等ノ内ニハ元ト逃亡ノ意思ナク他ノ煽動ニ逢ヒ附和雷同シテ耕地ヲ出テ来リ今更其非ヲ悔ユルモノモ不尠且ツ彼等ノ例ニ倣ヒ前記形勢觀望中ノ五十名ガ更ニ逃亡シ来ルノ虞アルヲ以テ彼等ニ對シテハ逃亡ノ不心得ヲ論シ該耕地ノ氣候ガ而カク不健康ノモノニアラス其他ノ点亦改善ノ見込アリ且ツ他耕地ト雖大同小異ニシテ転耕ハ彼等ニ不利ナルコトヲ説明シ殊ニ一時ニ多数ノ本邦人ガ市府ニ來集スルコトハ本邦人一般ノ迷惑不尠ニ付彼等ハ契約上ノ義務ヲ重ンジ再び前耕地ヘ復歸スベキ(婦耕ノ際ノ船賃、里馬滞在中ノ宿泊料等ハ英製糖ト森岡ニテ負担スベキコトヲ約セリ)旨懇々説諭シタルモ容易ニ之レニ服セス止ムヲ得ズ更ニ熟考ノ上確答スヘキ旨申渡シ置キ一面逃亡者各個ニ就キ從來ノ経歴渡航ノ目的逃亡ノ理由等調査セント欲シ数人宛當館ニ召喚シタルモ僅カ二十名許リ出頭シタルモノミニテ他ハ容易ニ登館セス又他面在留民中ノ重立タルモノニモ転耕ノ不利益ヲ説カシメタルモ彼等ハ堅ク団結シテ一人ノ婦耕ヲ肯スルモノナク既ニ在留本邦人中不

良ノ輩カ彼等ノ宿所ニ出入シテ無責任ナル言ヲ以テ彼等ヲ誘惑スルアリ漸次諸方ヘ四散シ又森岡ニテハ到底彼等ヲ原耕地ニ復帰セシムルノ不可能ヲ知り七十名許ニ對シテ内金ヲ徴収シテ内密ニ契約ヲ解除スルニ至リ逃亡者中「カニエテ」耕地ニアル新移民ニ之ヲ通知シ途中ノ安全ヲ報スルモノアリテ更ニ新逃亡者ヲ出スノ虞アルヲ以テ從來逃亡移民ノ宿泊所トナリ周旋者タリ直接間接ニ移民ニ接触スル地位ニアル分子ヲ含メル本邦人理髮業組合、並ニ雜穀商、古物商等ノ団体タル日本人同志会ヲ慫慂シテ今後逃亡移民ニ對シテ一切ノ援助ヲ与ヘザル可キ旨ノ決議ヲナサシメ之ヲ耕地ヘ送付シ以テ逃亡ヲ未前ニ防ガントシタルモ二十六日ニ至リ更ニ男三十六名女十四名合計五十名ノ新移民一団トナリテ耕地ヲ出デ同ジク陸路里馬ニ向ヒ三十一日夜到着セリ即前回同様之ヲ一所ニ收容セシメ以前ヨリモ一層取締ヲ嚴重ニシテ出来得ル限り無責任ナル輩ノ出入ヲ差止メシメ直チニ總代数名ヲ當館ニ召喚シテ逃亡ノ理由ヲ訊問シ且ツ何故ニ本官ノ諭告ニ反シテ耕地ヲ去リシヤヲ詰リシモ前者ニ對シテハ単ニ募集人ノ言ト耕地ノ實際トガ甚シク相違シ居ルヲ以テ到底同地ニ労働スルノ意ナキコトヲ陳述スルニ止

リ他ニ有力ナル理由アルナク而シテ後者ニ對シテハ或ハ全然之ヲ知ラスト称シ或ハ恐入ル旨ヲ述べ結局帰耕ノ説論ニ服セス中ニハ既ニ輕拳ヲ悔ヒ其不利益ヲ覺リシモノアルモ仲間ニ對スル情義ト耕地ニ残留セルモノニ對シ面目ナシトノ理由ニヨリ帰耕ヲ欲セス因テ当分宿所ニ謹慎シ居ル可キ旨ヲ命シ置キ前記本邦人ノ諸団体ヲシテ前記ノ決議ニ基キ更ニ帰耕ノ勸誘ヲナサシメシモ頑トシテ聽カス當館ニ於テモ屢次長時間ニ亘リテ説論ヲ試ミタル結果到底彼等ノ意ヲ顛サシムルノ望ナキヲ以テ他ヘノ令見トシテ之等ノ輩ニ對シテハ將來素行ヲ条件トスル各種ノ証明ヲ下付セザルベキヲ予告シ其自由行動ニ任セタリ

一旦耕地ヲ出デ、都市ニ來リタルモノハ如何ナルコトアルモ決シテ原耕地ニ復歸スルコトナキハ從來ノ例ニ徴スルモ明白ナル所ナルガ移民等ハ領事館ハ毫モ移民ノ逃亡ニ干渉スルモノニアラズトノ誤解ヲ有シ居ルヲ以テ前述ノ措置ニ出デ数名タリトモ原耕地ニ帰還セシメント努メタルモ遂ニ其効ナク而カモ更ニ百名許リノ新逃亡者アルヘキ趣ヲモ捜知シ耕地現下ノ実情ヲモ詳知スル必要アリ又在「カニエテ」耕地旧移民一同ヨリハ連署ヲ以テ逃亡移民ニ對スル嚴

重ナル処分方ヲ當館ニ願出デ居リ殊ニ近々二百名余ノ同耕地行移民來航中ニモアレバ旁々耕地移民ヘ里馬ノ状態ヲモ詳知セシムル為メ『契約中ノ労働者ニシテ擅ニ逃亡ヲ企ツルガ如キハ畢竟自己ノ不利益ノミナラス施イテハ當国ニアル本邦人全体ノ地位ヲモ危カラムルモノニシテ本邦人ノ正当ナル要求ガ顧ミラレザルガ如キコトアルトキハ領事館ハ之レガ解決ニ努ムベク各自ハ輕拳ヲ慎ミ契約上ノ義務ヲ無視シテ濫リニ耕地ヲ去ルガ如キコト莫カルベキ』旨ノ告諭ヲ發シ在留民中信用アル人物ヲ選ビ之ヲ携帶セシメテ耕地臨時監視人トシテ同地ヘ派遣シ監督ト協力シテ極力移民ノ鎮靜ニ努メシヨリ其結果兼テ逃亡ヲ企テタリシ百名ノ中大部分ハ意ヲ顛シ僅カ二十三名耕地ヲ去リシモ内八名ハ直チニ復歸シ來リ残り十五名ハ里馬ニ向フコトヲ得ス他方面ヘ逃亡シタルガ以來鎮靜ニ歸シ一同大ニ落付キ來リ殊ニ業務ニ著シク精勤ニ頗ル良好ナル成績ヲ挙グルニ至レリ然ルニ森岡第二十六回移民トシテ紀洋丸ニテ來航中ノ本邦移民二百十六名中百六十一名ノ「カニエテ」耕地移民アリ而カモ其大部分ハ鹿児島民ニ係リ再ビ前轍ヲ履ムノ虞アルヲ以テ十月二日同船「カリヤオ」入港ノ際小官ヨリ同船

船長ニ交渉シ同船ノ同港碇泊中ハ當館ノ証明書ヲ携帶セル者ノ外一切本邦人ノ乗船ヲ差止メシメ且ツ兼テノ決議ニ基キ當地一般在留民ノ団体タル日本人協會並ニ日本人同志会等ヨリモ同船ニ出張シ新來移民ニ對シ印刷物ヲ配布シ且ツ一同ヲ集メテ講話ヲ試ミ耕地逃亡ノ本人ノ不利益ハ勿論尚一般居留民ノ為メニモ危険ナル旨ヲ説キ以テ逃亡ヲ未然ニ防止スルニ尽力セリ然ルニ同船ニテ新移民ト同行セル者ノ語ル所ニヨレバ航海中下級船員ガ新來移民ニ對シテ頻リニ逃亡ヲ煽動シ、アルヲ目撃シタリト云ヒ又同船々長ノ出帆前告ゲシ所ニヨレバ彼等ハ「カリヤオ」碇泊中船内ニ於テ夜具其他ノ携帶品ヲ売却シツ、アリシト云ヒ彼等ノ上陸後ノ動靜ニ関シ大ニ氣遣居リシガ六日同船「カリヤオ」港出帆ノ際前回ノ逃亡者四十名許之ニ乗船シ智利方面ニ向ヒ「セロアスール」港ニ至ル途中船内ニ於テ盛シニ新移民ヲ煽動シ且ツ詳カニ逃亡ノ方法ヲ伝授セシ形跡アリ從テ新移民ハ上陸早々水筒ヲ購入スル等専ラ逃亡ノ準備ニ着手セルヨリ監督等ハ極力之ガ防庄ニ努メシモ其効ナク着後一週間ニシテ又々八十五名程耕地ヲ去リ陸路里馬ニ向ヘリ今回ハ耕地支配人モ到底説論ノ効ナキヲ知り却テ他労働者ノ防害

トナルベキヲ以テ更ニ之ヲ引止ムルコトヲナサズ全然彼等ノ自由ニ任セタリ当館ニ於テモ斯ノ如ク上陸前ヨリ逃亡ノ意思ヲ有シ且ツ雇主ノ歡迎セザル者ニ對シテ帰耕ヲ勸告スルノ余地ナキヲ以テ単ニ移民取扱人ヲシテ前同様人目ヲ惹カザル様入府セシメ且ツ他耕地へ周旋シ成ル可ク市内ニ彷徨セシメザル様取計フベキヲ命ジ置キタルガ途中附近ノ耕地ニ入りシモノアリテ實際里馬ニ着セシハ七十三名ニシテ彼等ハ飽迄森岡ノ周旋ニヨリテ他耕地ニ労働スルヲ拒ミ他ノ斡旋ニヨリテ一旦附近耕地ニ行キシモノアリシモ忽チ引揚ガ来リテ今尚市中ニ遊食シツ、アルモノ不尠今前回逃亡移民出府後ノ成行如何ヲ見ルニ或ハ附近耕地ニ入ルアリ沿岸航路ノ外国汽船ニ雇傭セラル、アリ智利、亜爾然丁等へ転航セルアリ市内ノ下等労働ニ従事セルアリ本邦人ノ店舗ニ雇ハル、アリ又今尚職ヲ得スシテ他人ノ下ニ寄食シツ、アルモノアリ

次ニ今回ノ逃亡者ガ当館ニ於テ供述スル所及耕地支配人監督並ニ在里馬ノ本邦人等ニ對シ言明スル所ニヨレバ逃亡ノ理由トシテハ(一)「タレア」ノ分量各人ニ就キ又日ニヨリ均一ナラザルコト(二)給料一日一「ソル」二十仙ニ滿タザルコ

至ルベク目下彼等ハ平均一「ソル」十仙ヲ得ツ、アリトノ返電ニ接シタルヲ以テ森岡ヲシテ前記二週間ハ仕事高ノ如何ニ拘ラス一「ソル」二十仙ヲ支給スベキ旨交渉セシメ英製糖支配人ノ承認ヲ得タリ而シテ從來ノ規定トシテ新移民到着ノ際ハ一週間位ノ休養期間ヲ与ヘ監督ヨリ準備整ヒタル旨申出デ初メテ之ニ仕事ヲ配布スルコト、ナリ居ルモ移民ハ可成早ク仕事ニ着手センコトヲ希望シ監督又一日タリトモ早ク就業セシメ度キヨリ實際ニ於テハ二三日ノ休息ノ後仕事ニ出ツルヲ例トセリ而カモ最初一週間ハ常用トシテ形式的ニ極メテ容易ノ仕事ヲ与ヘ以テ一日一「ソル」二十仙ノ取得アル様ニナシ其後「タレア」ヲ課スルノ例ニシテ此点ハ当初移民ヲシテ耕地不慣ノ仕事ニ嫌厭ノ念ヲ起サバラシメンガ為メ充分考慮スル様小官過般同耕地出張ノ際ニモ支配人へ注意シタル所ナルガ今回ハ如何ナル理由アリテカ第四日目ヨリ「タレア」ヲ課シタルコト苦情ノ一トナレリ第三項ニ関シテハ今回新来移民全体ニ對シ悉ク新調ノ匙鍬ヲ供給スルコト能ハザリシヨリ少数ノ旧鍬ヲ交ヘシハ事實ニシテ是同耕地ニ於テハ一時ニ之レガ多数ヲ要スルコト稀ナルヨリ偶不足セシノミ殊ニ同会社ニ於テハ今後ハ

ト(三)農具ニ善悪アルコト鍬ヲ自弁セザルベカラザルコト(四)衛生設備ノ不完全ナルコト(五)医師監督ノ不親切(六)氣候ノ不良(七)移民募集人ノ言ト耕地ノ實際トガ大ニ相違セルコト等ニシテ右ノ中第一項及第二項ニ関シテハ元ト「タレア」ノ分配ハ目分量ヲ以テ定ムルモノニシテ熟練セル者ト雖モ到底絶對的ノ均一ヲ期スルコト能ハス万一予想以上ノ困難アリテ其日ニ終了スルコト能ハザルガ如キ場合ニハ翌日比較的容易ナル「タレア」ヲ与ヘラレ前日ノ償ヒトシ以テ毎日一「ソル」二十仙ノ取得アル様努メ居リ現ニ今回ノ逃亡者ニ對スル耕地ノ賃銀支払表ヲ檢スルニ彼等ハ逃亡前毎日一「ソル」(二十仙ハ積立)宛ヲ取得シ居リ唯黍切りハ普通ノ「タレア」ト異リ仕事高ニ依リ賃銀ヲ定ムルモノニシテ未熟練ノ間ハ困難ニシテ從テ取得少キモ稍熟練スルニ至レバ最モ收入多ク而カモ「カニエテ」耕地ニ於テハ本邦人ハ主トシテ之ニ従事シツ、アリ今回ノ新移民亦此レヲ命ゼラレ不慣ノ為メ多少ノ苦痛ヲ感ジ而カモ当初ヨリ思ハシキ賃銀ヲ得ザリシヨリ不平ヲ起シタルモノアルガ如ク此点ニ関シテハ支店支配人ヲシテ特ニ耕地支配人ニ問合ハサシメタルニ新来移民ハ二週間ニシテ一「ソル」二十仙ヲ取得スルニ

常ニ新調ノ品ヲ使用セシムベシト称シ居リ殆ント問題トスルノ価値ナシ又鑪鑪ハ甘蔗刀ヲ研クニ用ユルモノニシテ一個四十仙位ノモノナリ之レハ稀ニ最初一回限り会社ヨリ支給スル耕地ナキニアラザルモ一般ニハ労働者ノ自弁トナリ居リテ契約上ノ不履行ト称スル程ノ事項ニアラス第四項衛生設備ニ関シテハ第一病院ノ不完全ナルコト飲用水ノ不良ナルコト便所下水工事ノ不備、風呂場、洗濯場ノ新設、住屋ノ改良等小官同耕地出張ノ際支配人ニ對シ注意スル所アリ其後森岡へ對シテハ之ヲ新移民契約承認ノ条件トシ英國製糖会社ノ承諾ヲ得セシメ中ニハ既ニ完成セルアリ又着手中ノモノモアリテ早晚完備スベク現今トモ当国他耕地ニ比シ格別遜色アリトモ認メラレス第五項医師(日本人)ノ不親切ニ関シテハ是迄モ内聞シタルコトアリ多数ノ本邦移民ヲ有シ本邦人ノ住屋数ヶ所ニ散在セル同耕地ニアリテハ到底本邦医一人ニテハ手廻リ兼ル事情モアリ会社支配人ニ注意シ現在医師ニ對シテハ既ニ訓戒ヲ与ヘシメタルガ同時ニ他ニ一人ノ邦医雇傭ノ議アリ又監督ニ對スル不平ハ何レノ耕地ニ於テモ有リ勝チノ事項ニシテ注意ハナシ置キタルモ實際ニ於テハ移民等ノ驕慢ナル独リ監督ヲノミ責メ難キ事情

アリ第六項同耕地ノ氣候ハ決シテ良好ナリト称スルコト能ハザルモ里馬ノソレニ比シ遙カニ優レリトハ一般ニ認メラル、所ニシテ逃亡者ハ同耕地墓地ニ於テ墓標ヲ檢シ同耕地ニ入りシ全本邦人ノ約三割ニ当ル死亡者ヲ算シタリト称シ又現ニ同耕地ニ在ル旧移民ノ顔色憔悴セルハ即チ氣候ノ不順ナルヲ証スルモノナリト主張スルモ右ハ何等カノ誤算ニ出デシモノニシテ第一回ヨリ第三回迄ハ多数ノ死亡者ヲ出シタルモ其以後ハ斯ノ如キコトナク最近ノ統計ニヨレバ千九百十年ニハ三千四百三十三人中七人ノ死亡者アリ同十一年ニハ三千百九十一人中九人ノ死亡者ヲ出シ又同十二年ニハ五千百三十七人中死亡者ノ数十九人ヲ算ス尤モ同耕地ニ於テハ他耕地ニ比シ罹病者ノ数多キハ事實ニシテ之レ特ニ前顯衛生設備ノ完備ヲ必要トスル所以ナリ第七項移民募集人ガ甘言ヲ以テ応募者ヲ誘ヒ彼等ヲシテ耕地ノ實際ニ失望セシムルハ今更ラ喋々ヲ要セザル所ニシテ害毒ノ最モ甚シキモノニシテ今尚ホ其惡弊ノ跡ヲ絶タズ新移民ノ言ニヨレバ募集案内書ノ如キモ手数料払込後ニ之ヲ交附シタリトイフ次ニ從來航海中船内ニ於テ下級船員等ガ種々新移民ヲ誘惑スルノ弊害アリ之等ニ對シテモ出来得ベクンバ取締ノ

必要アリ

斯ノ如ク彼等ガ逃亡ノ理由トシテ陳述スル所ハ氣候ヲ別ニシテハ他ハ何レモ甚ダ薄弱ニシテ而カモ彼等ハ之ヲ監督若クハ森岡代理人ヘ陳情スルコトモナク又里馬到着ノ後モ自ラ当館ニ出頭シテ事情ヲ訴フル等ノコト更ニナク寧ロ成ル可ク之ヲ避ケントスルモノ、如ク察スルニ彼等ハ耕地ニ不平等アリテ出デシニアラズシテ当初ヨリ他ヘ転ゼントノ意思ヲ有セシモノ、如ク即チ之等逃亡移民中ニハ或ハ亜爾然丁「ポリビア」又ハ伯刺西爾等ニアル友人ヨリノ書簡ヲ有セルアリ又当国他耕地ニ労働セル知己ノ信書ヲ携帯セルアリテ之等ハ元ト当国若クハ契約耕地ニ止リテ労働スルノ意ナク機ヲ見テ他ニ転ゼントノ目的ヲ有スルモノニシテ契約移民トシテ来航シタルハ畢竟目的地ヘ渡航スルノ手段ニ過ギズ現ニ「ポリビア」行ノ旅費ヲサヘ用意シ来レルモアリ又当初ヨリ商業ノ目的ニテ来レリト公言スルアリ之等ハ耕地ノ状況如何ニ拘ラス到底止リテ労働スルモノニアラス又中ニハ農学校中学校等ノ卒業生、中途退学者、小学校教員、船舶ノ事務員、県庁郡役所ノ官吏、商家ノ子弟、電気技手、彫刻師、石工、鍛冶、大工、紺屋、木挽等アリ耕地監督ノ

調査ニヨレバ今回渡来ノ新移民中純農ト称スベカラザルモノ約六割ヲ混入セル見込ナリト云フ之等ノモノハ前記種類ノモノト異リ必ズシモ当初ヨリ転航転耕ノ確タル目的ヲ有セスト雖實際ノ予期ト相違セルニ失望シ逃亡ノ念ヲ生シ或ハ農業ノ經驗ナキ為メ労働ニ困難ヲ感ジ逃亡ヲ企ツルモノ又自身逃亡ノ意思ヲ有セザルモ他ノ煽動ニ会ヒテ之レニ附和雷同スルモノモ亦尠カラス而シテ单独若クハ少数ヲ以テシテハ遂行困難ナルヨリ彼等ハ努メテ他ヲ煽動シテ之ニ加入セシメ多勢ヲ藉リテ之ヲ強行スルニ至ル殊ニ今回ノ移民ノ如キ其多数ガ鹿児島民タリシヨリ忽チ一致團結シテ団体的逃亡ヲ遂行セシモノナリ就中中学生上リ資産家ノ子弟等ハ到底耕地ノ力役ニ堪ヘズ從テ自己ノ怠慢ヲ蔽ハンガ為メニ常ニ種々ノ苦情ヲ述ベテ他ヲ煽動シ自己ノ仲間ニ引入レントスルヲ以テ之等危険分子少数ノ混入ハ全般ノ平和ヲ攪乱スルコト夥シク募集ノ際最モ注意ヲ要スル所ナリ要之逃亡ノ原因タル独り耕地ニ對スル不平ニ止ラズシテ移民撰択ノ杜撰ニ依ルコト多ク從テ根本のニ之ガ撰択ニ努ムルニアラザレバ如何ニ耕地ニ於ケル諸般ノ改善ヲ計ルモ逃亡ハ依然之ヲ防止スルコト能ハザルベク殊ニ從來ノ逃亡者

ハ多クハ单独若クハ三五人相携ヘテ窃カニ耕地ヲ逃亡スルヲ常トシ從テ發覺次第耕地ヨリ地方官憲ニ急報シ憲兵ヲシテ追跡セシメ之ヲ耕地ニ連帰ラシムルヲ例トシ且ツ以前ハ耕地ヲ逃亡シテ里馬ニアルモノニ對シテモ当国官憲ハ移民会社ノ請求ニヨリテ之ヲ獄舎ニ投ジ又ハ強力ヲ用ヒテ耕地ニ送還セシ例モアリ之等ハ旧時奴隸ヲ使役セシ時代ノ余弊ニシテ幾分逃亡ヲ未然ニ防グヲ得タリシニハ相違ナキモ今回ノ如キ多数集團ヲナシテ公然耕地ヲ退去スルモノニ對シテハ地方少数兵士ノ到底防止スル所ニアラス忽チ兩者ノ間ニ由々敷紛擾ヲ惹起スベキコト必然ニシテ之レ小官ガ特ニ強力ノ使用ヲ差止メタル理由ノ一ナリ斯ノ如ク耕地ニ於テハ今尚ホ兵力ヲ借ル場合少カラザル有様ナルガ里馬ニ於テハ近來当国官憲モ強力ノ使用ヲ肯ゼザルモノ、如ク過般英國製糖支配人並ニ森岡代理人等ハ其筋ニ向ヒ種々請願スル所アリタルモ領事ヨリ請求ナケレバ取計ヒ難シトテ遂ニ其許諾ヲ得ザリシ模様ニテ小官ニ對シ一回限り之レガ聽許方再々請願シ来リシモ断然之ヲ拒絶シ置キタルガ這般ノ消息ハ薄々耕地ニモ伝ハリ居ル模様ニテ幾分彼等ヲシテ契約義務ノ不履行ヲ意ニ介セザルニ至ラシメシヤモ計ラレズ要ス

ルニ今日ノ処移民ノ逃亡ニ對シテハ何等有力ナル制裁ナキヲ以テ説論ニ依ルノ外他ニ殆シト之レガ防止策ナク現ニ今回鹿兒島県ニ於テ応募セシモノハ知事宛契約期間満一ヶ年ノ義務ヲ履行可致ハ勿論我ガ日本人タルノ体面ヲ穢ス様ノ事ハ決シテ致シ間敷旨ノ請書ヲ提出シタリト云フモ彼等ハ上陸勿々格別ノ理由モナク耕地ヲ去ツテ首都ニ醜態ヲ暴シ同胞ノ忠言ニ逢フモ平然耻ツルコトヲ知ラス耕地移民会社ヲ苦シメ領事館ノ説論ニ服セザルヲ得意トセルガ如キ始末ニシテ斯ノ如キ輩ニ對シテハ到底説論ノ効ナキハ明白ナルトコロニシテ遺憾ナガラ其放肆ニ任スルノ外ナク而カモ近來ノ如ク確然タル目的モナク多数移民ノ一時ニ市府ニ集来スルコトハ彼ノ排日運動ヲ誘起スヘキ動機トナルノ虞ナシトセズ殊ニ注意スヘキハ縱令移民ニシテ契約上ノ義務ヲ重シ一ヶ年間耕地ニ止ルト雖彼等ノ真ノ目的ニシテ耕地労働ニアラストセバ契約期間後必ズ市府ニ集リ来ルベク其結果ニ於テ逃亡ト著シキ徑庭ナキニ至リ從テ今日自由渡航ヲ制限シツ、アル主義ヲ没却スルニ至ルベク根本的ニ純農ヲ撰ブノ必要アル所以ナリ

然ルニ当国各耕地ノ狀況ハ漸次各種ノ方面ニ改良ヲ加ヘ来

狀況ハ推知スル能ハスト雖左ノ如キ意義ノ音信モ有之候条為御參考及報告候也

大正二年十一月十四日

鹿兒島県知事 谷口留五郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

左記

鹿兒島県揖宿郡額姓村別府四六六番戸

上野郷之亟

同県同郡同村同大字二七一一番地

西牟田六之亟

右之者通信要領

秘露国ハ昼夜寒暑ノ変移甚敷殆シト堪ヘ兼ヌルノ有様ニテ移民小屋等ノ不潔ナルコト例フルニ物無之乞食同様ノ生活ニテ本年四月頃八十名ノ移民中全部疾病ニ罹リ内二十七名ハ死亡シ後ニ残ルハ僅カ二十一名ニシテ他ハ悉ク逃亡シ居リタリト

同県川辺郡東加世田村唐仁原百五拾七番戸

佐方喜代二

右通信要領

九「ペルー」移民雜纂(一) 一五四

リ賃銀ノ如キ大体ニ於テ確實ニ一「ソル」二十仙ヲ支払フコト、ナリタレバ移民ノ撰択ヲ嚴重ニシ且ツ之レガ配布ニ注意セバ今後尚多数ノ本邦移民ヲ入ル、コトハ敢テ難事ニアラザルベク從テ此際必ズシモ之ヲ差控ユルノ必要ハ之ナルベシト思考セラル

右御參考迄ニ及具報候 敬具

追而本信相認中又々十五名ノ新移民「カニエテ」耕地ヲ逃亡セシ旨ノ報ニ接シ候即前後五百二十名ノ同耕地行移民中今日迄ニ三百二名ノ逃亡者ヲ出シタル訳ニ有之候右申添候也

一五四 十一月十四日

谷口鹿兒島県知事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民会社扱「ペルー」国行移民逃亡ニ関スル件

保親第一一七号

(十一月十七日接受)

移民取扱人森岡移民合名会社ノ取扱ニテ本年四月及六月ニ渡航シタル百貳拾名ノ秘露行本県移民ハ殆シト全部逃亡シタル趣ニ付彼等移民カ家族等ニ對スル音信ニ依リ逃亡ノ狀況調査候処逃亡後何等ノ音信ヲ為サル者多数ニテ大体ノ

秘露ハ伝染病流行シ出稼人百人ニ對シ九十人ハ腸窒扶斯ニ罹リ到着後数日ニシテ他府県人二名宛死亡又々同村同内田三四郎モ之レニ罹リ居レリ又々同地ハ物価高ク之レニ反シ勞金僅少ニシテ到底収支相償ハズ初メ会社トノ契約ハ勞金壹円貳拾錢(一日分)以上ノ收入アリトアリシモ到着後七日間ハ壹円貳拾錢ヲ支払ヒシモ其後ハ受ケ仕事トナリ依テ漸ク一日ノ賃錢壹円内外トナリ之レニ反シ物価ハ米壹升五拾錢味噌一斤三十五錢煙草廿本入廿四錢他ノ日用品モ高価ナル為森岡移民会社出張員ニ交渉シ金貳拾円宛ヲ仕払ヒ渡航ニ関スル契約ヲ解除シ南米「リマ」ヲ引揚ケ亟爾然丁ニ転航シタリト

同県同郡西加世田村片浦三一四番戸

森長次郎

右書信ノ要領

本国ニ於テ応募ノ際募集員ノ言ノ如ク收入ナク将来目的地ニテハ見込ナキヲ以テ他ニ転航シタリト

同県川辺郡知覽村南別府六二番戸

中渡瀬猛次郎

同県同郡同村同三一一番戸

九「ペルー」移民雜纂(一) 一五五

中渡瀬六次郎

同県同郡同村同二二八〇五番地

有馬直助

同県同郡同村同三二一番戸

竹迫三次郎

同

中渡瀬吉之助

同 二五二〇六番地

山道慶藏

同 七番戸

仁田尾常吉

同 一六番戸

仁田尾喜三次

同 東別府一六四二一番地

山口六之亟

右家族ニ対スル各書面中ニハ左ノ如クアリ

着米後森岡移民合名会社ノ解約ヲ受ケ秘露国「リマ」市

熊本県人ノ宿屋ニ投宿シ其後「ボリビヤ」方面ニ向ヒタ

リト

以上

一五五 十二月六日

在リマ森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

森岡移民会社扱「ペルー」国行第二十七回移

民到着ノ件

公第六八号

大正二年十二月六日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

移民取扱人森岡移民合名会社取扱第二十七回移民男女百二

十八名外ニ携帯児六名本月一日「カヤオ」港着静洋丸ニテ

到着別表ノ通り「パラモンガ」耕地「カニエテ」耕地並ニ

「モケグワ」耕地ヘ夫々輸送セラレ候

右及報告候 敬具

(別紙)

森岡移民合名会社取扱第二十七回移民配置表

大正二年十二月三日「カヤオ」港着

耕地名	上陸地	県名	男	女	計
パラモンガ	スーベ港	沖繩	二五	二	二五
耕地		広島	一九		一九
		福岡	三		三
		福岡	四		四
		宮城	二		二
		岩手	一		一
		山梨	二		二
		熊本	二五		二五
		熊本	八一		八一
		熊本	一三		一三
		熊本	五		五
		熊本	一八		一八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		三
		山梨	一三		一三
		山梨	一六		一六
		山梨	二八		二八
		山梨	一〇		一〇
		山梨	三		三
		山梨	三		

行移民及同会社扱紀洋丸ニテ本年十月二日「カリヤオ」港ニ到着セル「カニエテ」耕地行移民ニシテ此ノ如キ不始末ヲ惹キ起シタルハ当初純良ノ農夫ヲ精選募集セザリシニ在リト認メラレ候義ニ本件移民ノ募集ヲ開始シタル当時ニ於テ移民選択ノ不良ナリシ事実ニ鑑ミ本年八月二十九日付通送第五二六一号ヲ以テ当省次官ヨリ貴庁ヲ經テ同移民取扱人ニ懇諭致シ置キタルニ拘ラズ尚ホ此失態ヲ累ネ候ハ取扱人ニ誠意ヲ欠クナキヤヲ疑ハサルヲ得サル次第第二有之今後移民募集ニ方リ根底ヨリ改善ヲ加ヘザルニ於テハ本問題ニ関シ自然特殊ノ詮議ヲ必要トスルニ至ルヘキカト存ゼラレ候条森岡移民合名会社ニ対シテハ別紙写在里馬帝國領事ノ報告書ヲ御交付相成本件移民取扱ニ関スル始末書ヲ徴セラレ度又東洋移民合資会社ヘハ参考トシテ別紙写書御交付置キ相成度依命此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ナルニ付省略ス

一五八 十二月二十七日

坂田通商局長ヨリ
谷口鹿兒島県知事宛

「ペルー」国行契約移民逃亡始末ニ関スル件

通送第七二四五号

旨戒飭致シ置キ候得共貴庁ニ於テモ今後本移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘラレ候場合ニハ尚一層選択ニ御注意相成度此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ニ付省略

二 東洋移民合資会社扱関係

一六〇 三月二十七日 在里馬森領事ヨリ
牧野外務大臣宛

東洋移民合資会社取扱「ペルー」国行移民契

約証認ノ件

附屬書一 齋藤東洋移民業務代理人ヨリ森領事宛誓約書

写

二 耕主ヨリ齋藤代理人宛請求書写

公第二一号

(五月十二日接受)

大正二年三月二十七日

在里馬

領事 森 安 三 郎(印)

外務大臣男爵 牧野伸顯殿

一、里馬郡「アテ」原野所在「イソラ」氏及「ブライス」

氏所有「バルバディオ」「ツラピチエ」及「モンテ、アル

九「ペルー」移民雑纂(二) 一六〇

本件ニ関シ別紙写ノ通り在里馬森領事ヨリ報告ノ次第有之候処本件移民ノ義ハ其募集當時ニ於テ純良農夫ノ精選ヲ要スルヲ認メ本年八月二十九日付通送第五二六〇号ヲ以テ当省次官ヨリ特ニ申進アルニ拘ハラズ其結果如此不良ナリシハ畢竟該移民ノ撰択適当ナラザリシニ依ルモノト存セラレ候条貴県下ニ於テ本移民ヲ募集セル当時ノ状況詳細御説明相成度依命此段申進候也

註 別紙ハ前掲一五三文書ニ付省略ス

一五九 十二月二十七日

坂田通商局長ヨリ
熊本、沖繩、山梨、福岡、
宮城、岡山、山口、静岡、
大分、広島、愛媛、佐賀、
鹿児島、香川各
県知事宛

「ペルー」国行契約移民ノ選択ニ注意ヲ要ス
ル件

通送第七二四六号

本件ニ関シ本年八月廿九日付通送第五二六〇号ヲ以テ当省次官ヨリ申進置候次第有之候処其後森岡移民合名会社ノ取扱ニ依リ同国「カニエテ」耕地ニ渡航シタル移民ノ不成績ナリシ事情ニ関シ在里馬森領事ヨリ別紙写ノ通り報告有之候条関係移民取扱人ニ対シテハ十分移民選択ニ注意スベキ

ベルナ」耕地ヘ二ケ年間ニ百名ノ本邦移民ヲ供給セント
スル本年二月十五日附契約

右契約条件ヲ同社ガ去ル明治四十三年十月十八日英国製糖会社ト締結セル契約ノ条件ニ比シ異ナル要点ヲ挙グレバ左ノ通ニ有之候(明治四十三年十月二十九日附公第一〇四号^註報告)

第一条 会社ハ二ケ年間ニ百名ノ移民供給ヲ約シ其契約労働期間ハ少クトモ六ヶ月若クハ百二十五「タレア」ヲ完成スル迄トスルコト

移民ノ供給ハ耕主ガ隨時其必要数ヲ指定シテ発スヘキ注文書ヲ日本政府ニ提出シ認可ヲ受ケタル後七ヶ月内ニナスコト

第三条 「タレア」規定ニ関シ

「現在耕地ニ労働中ノ日本人ガ普通ニナス所ノモノト等シカルベシ」トナシ従前ノ如ク「普通当国土人ノ為ス「タレア」云々」ニ代ヘタルコト

第四条 労働休日中十一月三日ヲ八月三十一日ト改メシコト

第六条 現在耕地ニ就業中ノ日本人監督中ヨリ一人ヲ選